

平成 17 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 応募資格
  - (1) 県内に居住し、又は居住しようとする満 18 歳以上 25 歳未満で独身の者  
(昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)
  - (2) 高等学校卒業程度の学力を有する者
  - (3) 心身ともに健全で所定の教育訓練に耐え得る者
  - (4) 全寮制による規則正しい集団生活に耐え得る者
- 2 募集人員及び募集期間
  - (1) 募集人員 30 名程度
  - (2) 募集期間 平成 17 年 9 月 5 日から平成 17 年 9 月 22 日まで
- 3 試験の日時、場所及び試験科目
  - (1) 試験日時 平成 17 年 10 月 4 日（火曜日）午前 9 時から
  - (2) 試験場所 財団法人熊本県建設技術センター（下益城郡城南町舞原東 194）
  - (3) 試験科目 学科試験（数学・国語・作文）及び面接試験
- 4 合格発表  
平成 17 年 10 月 14 日（金曜日）とし、熊本県土木部監理課及び当訓練所に合格者の受験番号を掲示し、併せて本人あて合格通知書を郵送する。
- 5 応募手続  
次の書類を募集期間内に持参又は郵送すること。  
なお、郵送する場合は簡易書留とし、必ず表に「試験申込書在中」と朱書のうえ、返信用封筒（簡易書留とし、430 円切手を貼ること。）を同封すること。（郵送の場合は、募集期間の満了日の消印のあるものまでを有効とする。）
  - (1) 所定の試験申込書（写真は最近 6 か月以内に撮影したもの）及び受験票
  - (2) 最終出身校の成績証明書又は調査書（卒業見込みの者は、申込日の属する学期の前学期までのもの）
  - (3) 健康診断書（公的医療機関の証明する最近 2 か月以内のもの）
- 6 応募書類の提出先  
熊本県産業開発青年隊訓練所  
〒 861 - 4215  
下益城郡城南町沈目 1667 番地
- 7 その他
  - (1) 試験申込書等の記載事項に虚偽の事実が判明した場合は、合格決定後でも合格を取り消す場合がある。
  - (2) 問い合わせ先  
熊本県産業開発青年隊訓練所（電話 0964 - 28 - 6611）  
熊本県土木部監理課（電話 096 - 383 - 1111 内線 6013）

**熊本県告示第 755 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼 825 番地 5	医療法人社団まこと会	平成 17 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 756 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス水前寺 熊本市水前寺二丁目 19 番 8 号	医療法人瑞恭会	平成 17 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 757 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町下田北字長溝 2923 の 1、2923 の 2、2926、高浜字長迫 3931、字衣平 3941 の 1、3941 の 3、3941 の 4、字高牧 3951、字入野 3961、字小砂子 3971
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長溝 2923 の 2・字衣平 3941 の 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 758 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今田字梅ノ木平 3637、字花畑 3737 の 1、3737 の 2、3738、3739
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字梅ノ木平 3637、字花畑 3737 の 1・3738 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 759 号**

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 17 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日  
平成 17 年 6 月 2 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
上天草市大矢野町大字中字青山 2939 の 1、2938 の 1、2937 の 2、2937 の 1、2902 の 1、2901 の 1 及び 2900 の 2 に隣接する道路地先公有水面
  - (2) 区域  
次の①の地点から⑨の地点を順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点とを結ぶ平成 13 年春分の日における満潮位（TP + 2.30 メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
①の地点 基点三等三角点山田（北緯 32 度 34 分 04 秒、東経 130 度 25 分 04 秒）から 273 度 07 分 17 秒 700.844 メートルの地点  
②の地点 ①の地点から 00 度 55 分 4.8 メートルの地点  
③の地点 ②の地点から 78 度 19 分 81.2 メートルの地点  
④の地点 ③の地点から 78 度 18 分 3.9 メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から 78 度 30 分 7.8 メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から 79 度 47 分 9.8 メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から 82 度 13 分 8.2 メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から 84 度 26 分 3.2 メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から 84 度 48 分 6.2 メートルの地点
  - (3) 面積

- 543.25 平方メートル
- 4 埋立地の用途  
道路用地
- 5 埋立免許年月日及び指令番号  
平成15年1月23日 熊本県指令河第28号
- 6 関係図書の閲覧  
上天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して10年間備え置くものとする。

**熊本県告示第760号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年6月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年6月10日

熊本県知事 潮谷義子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	鹿本郡植木町大字内字北井川 1142番5地先から 同大字 字今宿 1437番1地先まで	180.0	単道改

## 2 供用開始する期日 平成17年7月1日

**熊本県告示第761号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成17年6月10日

熊本県知事 潮谷義子

〔施術者〕

指定番号	施術所名称	開設者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個21	まごころ整骨院	田上 昌史	水俣市桜井町1-2-3	平成17年 4月21日

**熊本県告示第762号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年6月10日

熊本県知事 潮谷義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター「グリーンコープ ゆるりの家・荒尾」 荒尾市川登1795番地3	グリーンコープ生活協同組合 くまもと	平成17年6月1日

**熊本県告示第763号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年6月10日

熊本県知事 潮谷義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護用品まんてん 八代市田中北町17号5番地	有限会社シラサギ	平成17年6月1日